

環境情報検証報告書

セイコーグループ株式会社 御中

1. 検証の対象

一般財団法人日本品質保証機構(以下、「当機構」という。)は、セイコーグループ株式会社が作成した 2024 年度の環境情報の算定報告書(以下、「算定報告書」という。)が、同社により作成された「SGC グループ環境データ算定・集計ルール Ver.8」及びその関連細則(以下、「算定ルール」という。)に準拠し、正確に測定、算出されていることについて第三者検証を行った。2024 年度とは 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの期間をいう。検証の目的は、算定報告書を客観的に評価し、同社の温室効果ガス(GHG)排出量及び取水量の算定の信頼性をより高めることにある。

2. 実施した検証の概要

当機構は、GHG 排出量については「ISO14064-3」、取水量については「ISAE3000」に準拠して検証を実施した。本検証業務の対象活動範囲は Scope1 の GHG 排出量(CO₂, CH₄, HFC (HCFC), PFC, SF₆, N₂O, NF₃)、Scope2 の GHG 排出量、Scope3 の GHG 排出量(カテゴリ 1, 4, 11)及び取水量とした。保証水準は限定的保証水準、重要性の量的判断基準値は検証対象それぞれの総量における 5%とした。また、本検証業務の対象組織範囲はセイコーグループ株式会社の国内生産関連 12 拠点及び非生産関連 165 拠点、海外生産 9 拠点及び非生産 89 拠点(セイコーグループ株式会社の連結子会社の事業所を含む)である。

検証では、現地検証に先立って、算定ルール等の確認のために統括機能検証を実施した。その後、サンプリングによりセイコーグループ株式会社 本社、セイコーインスツル株式会社 秋田事業所、二戸セイコー株式会社、大連精工電子有限公司の 4 拠点にて現地検証を実施した。現地検証では、算定対象範囲、Scope1,2 の GHG 排出源、Scope1,2 の GHG 排出量及び取水量に係るモニタリングポイント、Scope3 排出量の算定シナリオとアロケーションの確認、算定集計体制の確認を実施した。また、算定データについては根拠資料との突き合わせを行った。なお、現地検証の対象とした拠点の決定はセイコーグループ株式会社が行った。

3. 検証の結論

検証の対象とした、算定報告書の 2024 年度の GHG 排出量及び取水量において、算定ルールに準拠せず、正確に算定されていない事項は発見されなかった。

4. 留意事項

算定報告書の作成責任はセイコーグループ株式会社にあり、GHG 排出量及び取水量検証の結論に関する責任は当機構にある。セイコーグループ株式会社と当機構との間には、特定の利害関係はない。

東京都千代田区神田須田町一丁目 25 番地

一般財団法人日本品質保証機構

常務理事 浅田 純 男

